

令和4年度第1回朝霞市都市計画審議会 意見聴取結果

○概要

開催日時：令和4年5月23日（月） 15：00～17：00

開催場所：朝霞市役所 別館5階 大会議室（手前）

出席者：〈委員〉鈴木会長、川端委員、松村委員、大橋委員、木村委員、須田委員、
田原委員、原田委員、駒牧委員、田辺委員、岡田委員、宮崎委員
〈専門委員〉小嶋専門委員、須永専門委員

○ご意見

- 1 居住誘導区域に含まれない区域にも住んでいる方がいる。日常的に冠水等の悩みを聞くことが多い中で、さらに居住誘導区域ではないとなると印象や心情的に心配されるようなことがあるかもしれないので、表現などをうまく検討していただきたい。
- 2 こうした計画ができることで土地の価値に大きな差が生じることが考えられるが、できるだけそういったことが生じないように、居住誘導区域に指定できない区域であっても魅力的な部分があることを位置づけたり、表現を工夫したりするなど、注意していただきたい。

○その他質疑

- 1 都市機能誘導施設に大学や学校施設の位置づけがない。東洋大学が移転し、周辺の居住や商業施設の利用が減少してしまうことが懸念されるが、新たな学校を誘致するなどの考えはあるか方向性が知りたい。

⇒ 都市機能誘導施設は、市街化調整区域内に指定することができないが、市独自の区域を設定することを検討しているため、東洋大学を含むかは別として、意見を踏まえて検討していきたい。なお、東洋大学については、ライフデザイン学部が移転し、食環境科学部が朝霞市に来る予定である。

- 2 内間木地区は、居住誘導区域に含まれない市街化調整区域であっても防災指針において、一定の防災対策の状況を取りまとめるとのことだが、具体的にどのような内容になるのか。

⇒ 防災指針は、現在検討中の段階であり、今後都市計画審議会のご意見を踏まえ検討していきたい。

3 内間木地区は、居住誘導区域に指定されないということだが、コンパクト・プラス・ネットワークのネットワークの部分に関してどのような考えなのか。

⇒ 国道254号バイパスの第1期整備の箇所が供用が開始し、現在第2期整備に進んでおり、都市計画マスタープランにおいても沿道の活性化の検討を位置づけているため、何らかの形で立地適正化計画にも記載していきたい。

また、内間木地区は、地域公共交通計画において公共交通空白地区に位置づけており、地元の方からも小さめのバスなどの新たな公共交通の導入に向けて、地元の組織を立ち上げる方向で検討していただいている。市としても新たな公共交通の導入は、地域公共交通計画の施策に位置づけていることから着実に進めていきたいと考えている。

4 具体的に周辺環境を整備していくことを立地適正化計画に位置づけることができれば、意味のあるものになると思うが、そうでない場合、国からの補助金をもらうために既存の都市計画マスタープランを上書きするレベルのものになってしまうことを心配している。既存以上のものを考えられているのか確認したい。

⇒ 立地適正化計画を策定することで補助金を受けることができたり、増額されたりといったメリットがあることは間違いないが、それだけが目的ではなく、地域公共交通計画を策定したことに加え、市の将来や人口形態などを鑑みて、持続可能なまちづくりを進めていくことを市民にも知っていただくことは意味があることと考えている。また、都市を駅周辺に集めるというような考えではないため、劇的に見た目が変わるかどうかは直ちに申し上げることはできないが、市街化区域においてもレッドゾーンなどの危険がある場所はあるため、新たに防災指針を定めることも意味があるものと考えている。

5 立地適正化計画は、都市計画マスタープランや実際の土地利用などと齟齬が生じた場合に変更することができるものなのか。

⇒ 例えば都市計画マスタープランは近く改定に着手する時期になるが、その改定により、立地適正化計画と齟齬が生じた場合、併せて見直すことが想定される。